

法 務 大 臣
野 沢 太 三 殿

平成 15 年 11 月 20 日
総 合 規 制 改 革 会 議
議 長 宮 内 義 彦

資料等提出依頼

10月28日の第13回総合規制改革会議アクションプラン実行WGにおいて、委員、専門委員から貴省に対して要求のありました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：11月28日（金）17：00

原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答いただきたくお願い致します。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1. 立退料に関する調査を踏まえ、例えば賃料を基準にした事例や再開後の収益を基準にした事例など、客観的（数量的）な基準に基づいて算出された事例について、把握している事例をできる限りお示しいただきたい。
併せて、現在、当事者間で算定・合意される立退料が経済的合理性に適ったものであるかについて、貴省のご見解をお示しいただきたい。
2. 賃貸人が賃貸借契約の更新拒絶又は解約を申出る際に必要とされる「正当事由」については、紛争を予防し、賃借人に対する予測可能性を高めるため、できる限り客観化することが必要であるが、市街地再開発事業や老朽化に伴う建替え等明確な事由がある場合には、一定の基準に基づく金銭補償を補完的な要件として位置付けることにより「正当事由」が充足されることとすることについて、貴省のご見解をお示しいただきたい。
また、賃貸人側の事由の如何に拘わらず、合理的な範囲内での金銭補償を

もって「正当事由」が充足されることとすることについて、貴省のご見解をお示しいただきたい。

3. 居住用定期借家契約において強行規定となっている借家人からの申出による中途解約について、普通借家契約では長期契約における中途解約を排除する旨の特約を容認しながら、特に定期借家契約において借家人を保護する必要があるのはなぜか。本制度が「実態的には立法意図を超えて一部の借主に不当に利用され、長期の定期借家契約を阻害している」との指摘も踏まえ、貴省のご見解をお示しいただきたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ますことをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。